

狂犬病予防法に基づく事務に関する令和4年4月以降の変更について



令和4年3月31日
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

犬の登録の削除（令和4月4月1日～）

背景

- 狂犬病の発生の予防・まん延の防止等の目的のため、犬の所有者は市町村に対して犬の登録義務があり、市町村は登録された犬の情報を原簿として管理している。
- 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）及びそれを受けて実施した専門家のヒアリング、自治体へのアンケートなどを踏まえ、市町村長（特別区の長を含む）が行う犬の登録に関する手続のうち、犬の所在が不明な場合などにおいて登録の削除を可能とすることとした。

【参考】「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）

（18）狂犬病予防法（昭25法247）

市町村長（特別区の長を含む。以下この事項において同じ。）が行う犬の登録（4条2項）については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

内容

- 以下の場合に該当するときは、市町村長は原簿から犬の登録を削除できる。
 - ① 犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合
 - ② 犬が本邦以外の地域に所在することが明らかな場合
 - ③ ①及び②の他に、特別の事情（※）があるため、その犬の登録を削除することが適当であると認める場合
- ※ 犬が生後25年以上であって、かつ、死亡したものと推定される場合

マイクロチップが装着された犬に関する事務（令和4年6月1日～）

背景

- 動物取扱業の更なる適正化及び動物の不適切な取扱への対応の強化を目的として、動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、
 - ・ 犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着及び環境大臣への登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務）
 - ・ 登録を受けた犬猫を所有した者は、登録事項に変更があった場合に、変更届出を義務付けることとされた。
- 加えて、環境大臣は、市町村長から求めがあったときには、登録を受けた犬のマイクロチップの情報を市町村長に通知することとし、当該通知に係る犬については、
 - ・ 狂犬病予防法で義務づけられている市町村への犬の登録があったものとみなす
 - ・ マイクロチップを狂犬病予防法に基づき市町村長から交付された鑑札とみなすこととされた。
- これらは令和4年6月1日から施行されることとされており、マイクロチップが装着された犬に関する市町村の事務について、必要な変更を行う。

内容

- （1）鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬については、マイクロチップの識別番号についても、犬の管理のために、市町村が保有する犬の原簿の登録事項とすることとする。
- （2）犬から鑑札とみなされたマイクロチップが取り除かれた場合は、犬の所有者は、市町村長に30日以内に届け出ることとする。届出を受けて、市町村長は鑑札を交付する。
- （3）鑑札が交付済みの犬について、新たにマイクロチップが装着され、これが鑑札とみなされた場合は、交付済みの鑑札が不要となることから、当該犬の所有者は、速やかに当該鑑札を市町村に提出することとする。